

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験の受験手数料の額について改定を行うこと。

(第十三条関係)

第二 この政令は、公布の日から施行すること。

(附則関係)